



沖縄県では令和8年10月1日から盛土規制法に基づく規制が始まります

一般向け

盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るため、「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月に施行されました。

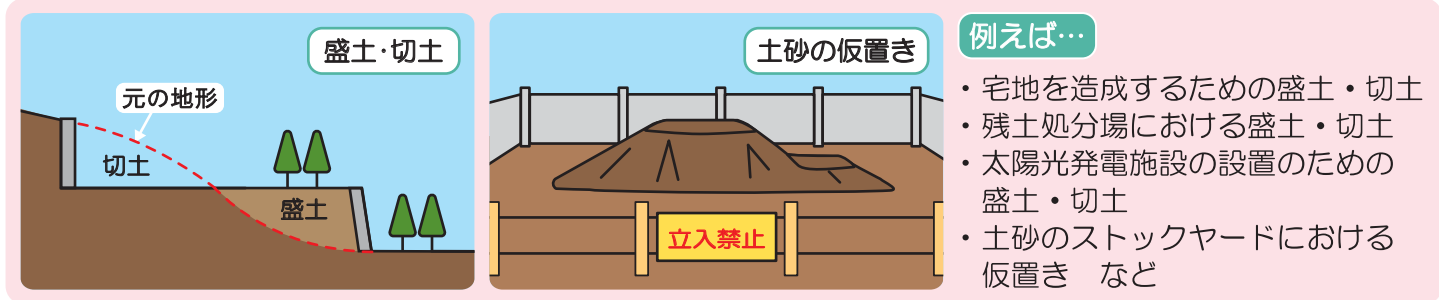
新たな法律の概要

- **規制区域が制定されます**
盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。
- **安全な盛土等をつくります**
規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となります。
- **盛土等を安全に保つ必要があります**
規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等*が盛土等を安全に保つ責務があります。

*「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

1. 盛土等とは

盛土等とは、盛土・切土・土砂の仮置きのことをいいます。



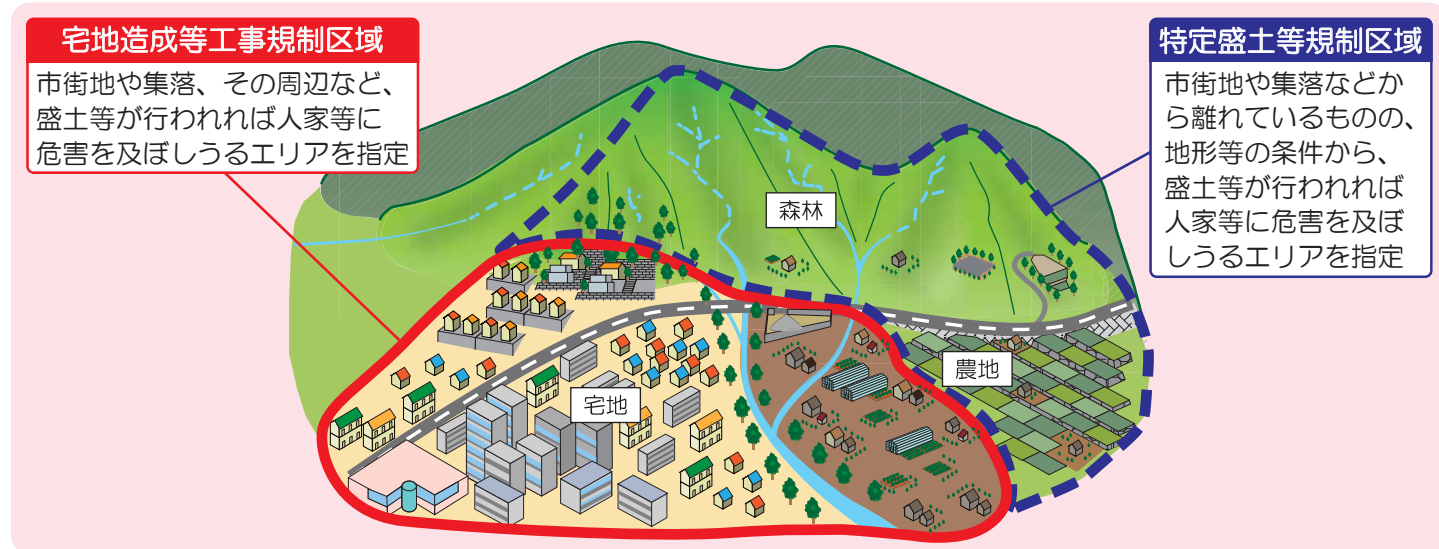
出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（一般用）」を一部改変

2. 「宅地造成等工事規制区域」、「特定盛土等規制区域」とは

沖縄県では令和8年10月1日に県内のほぼ全域を以下の2種類の規制区域に指定し、規制を開始します。規制開始後は、宅地造成等の盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となり、これらの行為が一定規模以上におよぶ場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

※沖縄県（那覇市を除く）の規制区域については、県ホームページで公表しています。

※那覇市（中核市）の区域指定や規制は、那覇市長が実施します。



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（一般用）」を一部改変

3. 許可の対象となる盛土等の規模 **赤文字** 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更（盛土・切土）> ※規制区域により要件が異なります。

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（事業者用）」を一部改変

4. 盛土等の維持管理について

- ✓規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する義務があります。
- ✓土地所有者等が認知していない盛土等であっても、盛土等の安全が確保できていない場合は、土地所有者に是正命令等が行われる場合があります、命令に従わない場合は罰則規程もあります。

5. 規制対象となる盛土等に対する措置

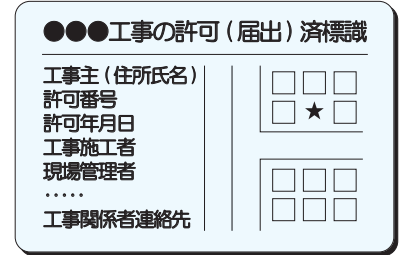
- ✓規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、**不正な盛土を見つけやすくなります。**
- ✓許可を受けた盛土等の近くには、右のような看板が設置されます。
- ✓標識がない、近所で急に大きな盛土が始まった、など、**不審な盛土等を見つけたら、沖縄県までお知らせください。**

※那覇市を除きます。中核市である那覇市の区域指定や規制は、那覇市長が実施します。

沖縄県が許可地の
一覧を公表

工事主が周辺住民に
事前周知

工事主が工事現場に
標識を掲示



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（一般用）」より引用

注意

【無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります】

- 最大で拘禁刑3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

二次元バーコードはこちら▼



詳しくは、県のホームページで見ることができます。 [沖縄県 盛土規制法](https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/) **検索**

沖縄県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」
<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1031028.html>



お問合せ先

沖縄県 土木建築部 建築指導課
 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
 TEL：098-866-2413 FAX：098-866-3557